

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	幕別町

## 幕別町鳥獣被害防止計画

### ＜連絡先＞

担当部署名 経済部農林課  
所在地 北海道中川郡幕別町本町130番地1  
電話番号 0155-54-6605  
FAX番号 0155-54-5564  
メールアドレス rimmukakari@town.makubetsu.lg.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、キツネ、ハシブトガラス、ハシボソガラス（以下、「カラス」とする。）、ドバト、キジバト（以下、「ハト」とする。）、ヒグマ、アライグマ、タヌキ、ユキウサギ、ノウサギ（以下、「ウサギ」とする）
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	幕別町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
エゾシカ	馬鈴しょ	2.65	6,983
	てん菜	4.11	3,210
	豆類	6.81	4,570
	その他（野菜、麦他）	7.18	9,857
	小計	20.75	24,620
キツネ	てん菜	0.58	452
	野菜	0.33	1,279
	馬鈴しょ	0.09	210
	その他（豆類、牧草他）	0.19	1,776
	小計	1.19	3,717
カラス・ハト	家畜	20頭	3,905
	野菜	0.37	756
	飼料作物	0.11	28
	その他（家畜飼料、てん菜他）	2.97	2,891
	小計	3.45	7,580
ヒグマ	てん菜	0.06	47
	その他（デントコーン、小麦）	0.05	29
	小計	0.11	76
アライグマ	野菜	0.12	299
	馬鈴しょ	0.06	26
	その他（てん菜、麦他）	0.09	305
	小計	0.27	630
タヌキ	野菜	0	0
	小計	0	0

ウサギ	野菜	0.06	1,977
	その他（てん菜、豆類他）	0.45	221
	小計	0.51	2,198

## （2）被害の傾向

エゾシカ	幕別町内における捕獲頭数は増加傾向にあるが、農業被害も増加傾向にあり、被害額・面積の約8割を占めるほど深刻化していることから、生息個体数は減少していないと考えられる。 主に春から秋にかけて、農作物の食害や踏害、マルチ・不織布等の穴あけ被害があり、冬に積雪が少ない場合は、秋まき小麦や牧草の食害がある。
キツネ	農業被害額については減少傾向にあるものの、市街地も含め町内全域に出没しており、年間を通して、農作物や家畜の被害が多くある。
カラス ハト	町内全域に出没し、特に畜産農家付近で多く目撃される。 農業被害面積は増加しており、生息範囲が広範囲であるため、駆除を行っても生息個体数の減少につながっていない。 カラスについては、年間を通じて被害が確認され、農作物被害のほか、家畜飼料及び家畜への被害がある。 ハトについては、年間を通して町内全域で農作物被害がある。 また、畜舎内に営巣するため、家畜飼料の食害や畜舎内が汚染される被害がある。
ヒグマ	春から秋にかけて、市街地から近い道路、畑、森林等で目撃や痕跡発見等の情報があるため、農作物被害や人などへの被害も懸念される。
アライグマ	近年、農業被害額、捕獲数が増加傾向にあるため、生息個体数は増加している。 捕獲については、町内全域に及んでいるため、今後は被害拡大が懸念される。
タヌキ	近年、箱わなによる捕獲数が増加傾向にあるため、生息個体数が増加していると考えられる。 町内全域に及んでいるため、今後は農業被害の拡大が懸念される。
ウサギ	町内の一部で出没し、畑での目撃や痕跡等の情報が増加しており、今後は生息区域と農業被害の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和9年度)	備考 (軽減率)
エゾシカ	被害額	24,620 千円	17,234 千円	30.0%減
	被害面積	20.75 ha	14.53 ha	30.0%減
キツネ	被害額	3,717 千円	2,602 千円	30.0%減
	被害面積	1.19 ha	0.83 ha	30.0%減
カラス ハト	被害額	7,580 千円	5,306 千円	30.0%減
	被害面積	3.45 ha	2.42 ha	30.0%減
ヒグマ	被害額	76 千円	53 千円	30.0%減
	被害面積	0.11 ha	0.08 ha	30.0%減
アライグマ	被害額	630 千円	441 千円	30.0%減
	被害面積	0.27 ha	0.19 ha	30.0%減
ウサギ	被害額	2,198 千円	1,539 千円	30.0%減
	被害面積	0.51 ha	0.36 ha	30.0%減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通して、銃器と罠による捕獲を実施</li> <li>・幕別町鳥獣被害対策実施隊による町内巡回等を実施</li> <li>・狩猟免許予備講習及び免許取得等に係る費用の補助を実施</li> </ul> <p>＜エゾシカ＞ 春に生息調査を行った上で、北海道獵友会帯広支部幕別部会による一斉捕獲を実施</p> <p>＜ヒグマ＞ ・足跡等の痕跡発見や個体目撃情報があり次第、現場調査や捕獲活動を実施 ・春と秋に、ホームページ等で注意喚起を実施</p> <p>＜アライグマ＞ ホームページ等で捕獲強化期間の周知を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者の高齢化や次世代の担い手不足のため、実施隊の体制維持や捕獲頭数の確保が困難になることが想定される。</li> <li>・野生鳥獣は夜行性であるため、わなによる捕獲を推進する必要がある。</li> <li>・残滓処理の負担が大きい。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	農業協同組合が実施主体となり、地域ごとに侵入防止柵（金網、ネット、電気）を設置している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止柵設置に係る費用が高額である。</li> <li>・設置や維持管理に係る負担が大きい。</li> <li>・柵を設置していない地域もあるため、十分に効果を発揮していない。</li> <li>・地域内でも被害状況に差があるため、一体的な取り組みが困難な場合がある。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	年1回（10月）エゾシカライトセンサスを実施し、エゾシカの生息状況の把握をしてきた。	被害防止のため、さらに知識の普及活動や対応策の検討をする必要がある。

## (5) 今後の取組方針

- ・行政、農業関係団体、北海道猟友会帯広支部幕別部会など地域が一体となって被害防止に取り組む。
- ・狩猟免許予備講習受講費用の補助を実施する。
- ・狩猟免許取得等費用の補助を実施する。
- ・捕獲個体の残滓処理施設の建設を検討する。
- ・捕獲従事者の新規取得、養成を行い、捕獲体制の維持、増進を図る。
- ・有害鳥獣侵入防止柵の設置について周知し、取り組みを広げる。
- ・有害鳥獣侵入防止柵の効果について、検証を行う。
- ・有害鳥獣の生態調査や行動調査を行い、その結果に基づいた適切な被害防止策を検討する。

### <エゾシカ>

- ・北海道エゾシカ条例やエゾシカ保護管理計画に基づき、個体数指標の減少に努める。

### <ヒグマ>

- ・住宅の近くや圃場に出没する個体については、エサとなる物の撤去や緩衝帯設置など共存を図りつつ、問題個体については銃器及び箱わなでの捕獲に努める。

### <アライグマ>

- ・容姿や生態について周知し、特に出産期直前の3月から6月までに集中的に捕獲するよう努める。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・行政、農業関係団体、北海道猟友会帯広支部幕別部会が一体となり、農業被害情報等の共有化を図る。
- ・捕獲については、北海道猟友会帯広支部幕別部会等の狩猟免許保持者による銃器（散弾銃・ライフル銃・空気銃）及びわなによる捕獲を実施する。
- ・北海道猟友会帯広支部幕別部会員から幕別町有害鳥獣駆除実施隊として4名委嘱し、町内の巡回、わなの設置、わなにかかった個体の止め刺しなどの業務の他、個別の駆除依頼にも対応する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ キツネ カラス ハト	<ul style="list-style-type: none"><li>・捕獲機材（くくりわな等）の設置</li><li>・狩猟免許取得者の確保を図るための普及、啓発活動の実施</li><li>・生息数、行動調査</li></ul>

	ヒグマ アライグマ タヌキ ウサギ	・エゾシカの一斉駆除を行い個体数の調整に努める。
令和8年度	エゾシカ キツネ カラス ハト ヒグマ アライグマ タヌキ ウサギ	・捕獲機材（くくりわな等）の設置 ・狩猟免許取得者の確保を図るための普及、啓発活動の実施 ・生息数、行動調査 ・エゾシカの一斉駆除を行い個体数の調整に努める。
令和9年度	エゾシカ キツネ カラス ハト ヒグマ アライグマ タヌキ ウサギ	・捕獲機材（くくりわな等）の設置 ・狩猟免許取得者の確保を図るための普及、啓発活動の実施 ・生息数、行動調査 ・エゾシカの一斉駆除を行い個体数の調整に努める。

### （3）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の考え方
これまでの対象鳥獣における、捕獲依頼件数及び捕獲実績を考慮するとともに、個体数減少を目標とした捕獲計画数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	1,300 頭	1,300 頭	1,300 頭
キツネ	300 頭	300 頭	300 頭
カラス ハト	250 羽	250 羽	250 羽
ヒグマ	5 頭	5 頭	5 頭
アライグマ	350 頭	350 頭	350 頭
タヌキ	100 頭	100 頭	100 頭
ウサギ	10 羽	10 羽	10 羽

捕獲等の取組内容
・銃、わなによる捕獲を実施し、銃の使用が困難な場所や夜間の被害が著しい場所では、わなを設置して捕獲する。
・実施時期については、被害農家や実施隊の巡回による情報等を基に、効果的な場所で集中して実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・エゾシカによる農業被害が甚大であり、より多くの捕獲数を確保する必要があるため、散弾銃よりも射程・命中精度が高いライフル銃による捕獲を実施する必要がある。
・ヒグマによる農業被害があるため、農業者だけでなく、捕獲者自身の安全を確保するためにもより射程・命中精度が高いライフル銃により捕獲活動を実施する必要がある。
・狩猟期を除き、年間を通して、幕別町内全域で捕獲活動を実施する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
幕別町	エゾシカ

### 4. 防護柵の設置等に関する事項

#### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	金網柵(25,000m) ネット柵(5,000m) 電気柵(15,000m)	金網柵(25,000m) ネット柵(5,000m) 電気柵(15,000m)	金網柵(25,000m) ネット柵(5,000m) 電気柵(15,000m)

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

#### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	侵入防止柵の見回り点検及び補修	侵入防止柵の見回り点検及び補修	侵入防止柵の見回り点検及び補修

## 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ キツネ アライグマ カラス ハト ヒグマ タヌキ ウサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣害防止知識の普及活動。</li> <li>・農業廃棄物、家畜飼料、生ごみ等有害鳥獣を誘引する恐れのある物の適正管理啓発。</li> <li>・鳥獣の出没を抑制するため、農地と山林の間に緩衝帯設置を啓発する。</li> <li>・ヒグマが出没した場合は、ファクス等での周知、巡回をし、注意喚起の看板等を設置する。</li> <li>・ヒグマの出没を抑制するため、農地に接する森林林縁部の下草刈りの普及啓発に努める。</li> </ul>
令和8年度	エゾシカ キツネ アライグマ カラス ハト ヒグマ タヌキ ウサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣害防止知識の普及活動。</li> <li>・農業廃棄物、家畜飼料、生ごみ等有害鳥獣を誘引する恐れのある物の適正管理啓発。</li> <li>・鳥獣の出没を抑制するため、農地と山林の間に緩衝帯設置を啓発する。</li> <li>・ヒグマが出没した場合は、ファクス等での周知、巡回をし、注意喚起の看板等を設置する。</li> <li>・ヒグマの出没を抑制するため、農地に接する森林林縁部の下草刈りの普及啓発に努める。</li> </ul>
令和9年度	エゾシカ キツネ アライグマ カラス ハト ヒグマ タヌキ ウサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣害防止知識の普及活動。</li> <li>・農業廃棄物、家畜飼料、生ごみ等有害鳥獣を誘引する恐れのある物の適正管理啓発。</li> <li>・鳥獣の出没を抑制するため、農地と山林の間に緩衝帯設置を啓発する。</li> <li>・ヒグマが出没した場合は、ファクス等での周知、巡回をし、注意喚起の看板等を設置する。</li> <li>・ヒグマの出没を抑制するため、農地に接する森林林縁部の下草刈りの普及啓発に努める。</li> </ul>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
幕別町	<ul style="list-style-type: none"><li>・幕別町鳥獣被害防止対策実施隊の出動命令</li><li>・北海道猟友会帯広支部幕別部会へ捕獲活動の依頼</li><li>・住民への周知及び構成機関への連絡調整</li></ul>
北海道警察釧路方面帯広警察署	<ul style="list-style-type: none"><li>・有害鳥獣出没情報の共有、住民への指揮、誘導</li></ul>
北海道猟友会帯広支部幕別部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・有害鳥獣の巡回及び捕獲の実施</li><li>・専門的立場からの助言及び指導</li></ul>
北海道十勝総合振興局	<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥獣捕獲許可受付及び相談</li><li>・情報収集、情報提供</li></ul>

(2) 緊急時の連絡体制

別紙「緊急時の連絡体制」のとおり

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則として持ち帰って残滓処理施設等で適切に処理し、地形的な要因等によりやむを得ない場合は、生態系に影響を与えないように適切な方法で埋設処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<p>＜エゾシカ＞</p> <p>町が指定した食肉加工処理施設に積極的な搬入を努める。</p> <p>搬入したエゾシカは、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」又は厚労省が作成した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に準拠した衛生管理を行い、食肉としての安全性を確保するとともに、より安全な付加価値の高い食肉としての流通を図るものとする。</p>
----	---

ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等で のと体給餌、学術 研究等)	<ヒグマ> 骨格標本等、有効活用を図るための調査・研究を進め る

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	ゆとりみらい21推進協議会（鳥獣対策専門部会）
構成機関の名称	役割
幕別町農業協同組合	農業被害に係る情報収集及び調査
札内農業協同組合	農業被害に係る情報収集及び調査
忠類農業協同組合	農業被害に係る情報収集及び調査
帶広大正農業協同組合	農業被害に係る情報収集及び調査
十勝農業改良普及センター	農業被害に係る情報収集及び調査
北海道獣友会帶広支部幕別部会	有害鳥獣関連情報の提供及び捕獲の実施
幕別町	協議会事務局運営、各関係機関との調整等
幕別町農地・水保全管理対策協議会	農業被害に係る情報収集及び捕獲対策の連絡、調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道十勝総合振興局 産業振興部農務課	鳥獣被害対策事業に係る情報提供
北海道十勝総合振興局 産業振興部林務課	有害鳥獣による森林被害の軽減に向けた情報提供
北海道十勝総合振興局 保健環境部環境生活課	鳥獣捕獲許可等
北海道十勝総合振興局 森林室	道有林内における捕獲等に係る連絡、調整

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 24 年 4 月 1 日設立（隊員 20 名（役場職員 16 名、有害駆除実施隊 4 名）（令和 6 年度時点））

実施隊の業務は対象鳥獣の捕獲等を中心に実施し、わなの設置に係る研修会の開催や、一斉駆除を行うなど、関係機関と連携を取りながら、本町の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に遂行する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害対策専門部会（ゆとりみらい 21 推進協議会）で情報共有を行い、効果的な被害防止対策を推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

## 緊急時の連絡体制

